

商品概要説明書

大口定期貯金

(令和4年4月1日現在)

商 品 名	・ J Aバンク退職者向け金利上乗せ定期貯金 My Life (マイライフ)
ご利用いただける方	・ 退職金のお受取りから1年以内※で次のいずれかに該当する個人 ① 年金振込を J Aへ指定または予約の方 ② 給与振込を J Aへご指定の方(過去1年の実績を含む)
期 間	・ 定型方式 1年、3年 ・ 自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000万円以上退職金支給額の範囲内とします。 ただし、新規のお預入に限り300万円まで退職金以外からの受入を可とします。 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入期間1年 預入時の大口定期貯金1年ものの店頭表示利率に0.25%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の適用金利は、継続日におけるこの定期貯金の店頭表示金利となります。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・ 金利については窓口でお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・ マル優の取扱いはありません。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、大口定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支店また金融共済部(電話:0596-62-1123)にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A金融共済部または J Aバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター(電話:052-203-1777) 民間総合調停センター(大阪府)※ ※ J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。

その他参考となる事項	・定期貯金の預入期間中は、当 J A で継続して年金または給与をお受取り頂くことが条件となります。 ・年金受給予約の場合は、受給開始後は当 J A で年金をお受取りいただくことが条件となります。 ・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。 ・窓口のみでのお取扱いとなります。 ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・申込時には、原則、「退職所得の源泉徴収票」など退職金受取金額および退職日が確認できる書類（写）をご提示いただきます。
-------------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A伊勢